

春季生活闘争討論集会開催！ 連合秋田2020春季生活闘争方針(素案)を提案！

1月16日(木)、フォーラムアキタにおいて、組合員約120名が参加し、2020春季生活闘争討論集会を開催した。

主催者を代表して連合秋田・黒崎会長、続いて連合秋田労働局長の秋葉副会長(UAゼンセン)が挨拶し、討論集会はスタートした。



連合本部総合政策推進局・富田総合局長の講演の後、連合秋田藤井事務局長より「連合秋田2020春季生活闘争方針(素案)」が提案され、2月6日(木)開催の第46回地方委員会に向けた議論を開始した。

【地場中小賃金改善目安】(案)

定期昇給相当分4, 500円に、格差是正分・底上げ分6, 100円を含め
総額10, 600円以上を要求目安とする。

◎賃金カーブ維持分が算定困難な場合については、定期昇給相当分を連合秋田地域ミニマム運動過去10年間の積み重ねから算出した(1年・1歳間差)4, 500円とする。

◎格差是正分として連合秋田地域ミニマム運動から算出した平均賃金額の2%に、

底支え分として同じく地域ミニマム運動から算出した高卒初任給の1%を加え、6, 100円とする。

◎6, 100円の内訳 ・格差是正分=平均賃金 230, 000円の2% 4, 600円

・底支え分=高卒初任給 150, 000円の1% 1, 500円

◎パート・契約・派遣等で働く仲間の労働条件改善のため、時給額885円以上の確保を目安に時給の引き上げを求めていく。

連合秋田藤井事務局長より「2020春季生活闘争方針(素案)」について、連合秋田として『底上げ』『底支え』『格差是正』に取り組み、地場中小を含めた賃金の底上げ目安や、パート・契約・派遣等で働く仲間の労働条件改善、『すべての労働者の立場にたった働き方』の見直し、男女平等の推進、春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み等の提案を行った。

なお、本討論集会にて確認された「連合秋田2020春季生活闘争方針(素案)」は、2月6日(木)開催の第46回地方委員会へ(案)として上程する予定。



【連合秋田 藤井事務局長】



【連合秋田 黒崎会長】

の春闘』にすることが、人口減少に伴う労働力不足への対応、強いては雇用の場の確保、秋田県の発展につなげるとの社会的な意義を、討論集會において共有いただきたい。」と力強く挨拶した。

「私たちはこの間、2014春季生活闘争以来6年連続の賃上げを実現するなど成果をあげているものの、すべての働く仲間全体への広がりには至っていない。すべての職場や地域での集团的労使関係の確立と拡大が重要であることを意識し取り組まなければならない。」と述べた。続いて、「4月から『働き方改革関連法』の本格的な施行を迎える。労働組合の必要性や労使関係の重要性を上げる絶好の機会と捉え、交渉の強化を要請したい。」と述べ、最後に、「多様な人々が参画することで力を発揮する『みんな



【労働局 秋葉局長】

「GDPが毎年緩やかに上昇していることや企業の経常利益の状況などを鑑みると、本年も賃上げが可能な環境にあると感じている。その中で賃上げを継続的に勝ち取っていかなければならないという思いを本集會で共有化したい。また、人手不足の状況が続いており、賃金・労働条件・労働時間等の見直し・改善は経営者として避けられない喫緊の課題である。交渉にあたっては、労働組合の視点で粘り強く、自信を持って臨んでいただきたい。」と述べた。

「すべての働く者の将来不安を払拭し、『経済の自律的成長』『社会の持続性』を実現するためにも、分配構造の転換につながり得る賃上げが必要である。生産性三原則に基づいた『賃上げ』『働き方の見直し』を求めるとともに、働き方も含めた『サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配』に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な分配につなげていく。賃上げについては、『底上げ』『底支え』『格差是正』の取り組みを再定義するとともに、月例賃金の改善と賃金水準の追求にこだわった取り組みを進めていかななければならない。」と講演をいただいた。



【連合総合政策推進局・
富田総合局長】

3月6日は「36(サブロク)の日」です！

※日本記念日協会登録

◎Action! 36～ジブン時間、大切にしよう！～

あなたは、自分の職場の「36協定」を見たことがありますか？いま「働き方改革」が叫ばれていますが、そのためにまずは自分の職場のルールをしっかりと確認する、そのことが「働き方改革」「長時間労働の是正」への第一歩です。会社が残業を命じるためには「36協定の締結」が不可欠です。連合は3月6日を「36(サブロク)の日」として、記念日登録しました。

Action!

36